

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

## 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月2日（火）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （18人）

農業委員 （8名）

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 岩永 八大

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

7番 水田武次郎

農地利用最適化推進委員 （11名）

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

蕪竹 敏治

池田 保吉

中島 政秀

築 善作

内田 秀敏

永渕久留美

松本 広喜

欠席委員 （農業委員1名）

堤 こずえ

#### 4. 議事日程

- 議案第34号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請審議について  
議案第36号 農地法第3条の規定による許可取消申請審議について  
議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請審議について  
議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（あっせん）

#### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人  
農地係長 杉本 久美子  
主 事 石崎 志朗

#### 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第9回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、7番の水田委員と2番の辻委員さんよろしくお願ひします。</p> <p>それではさっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第34号2件、議案第35号3件、議案第36号1件、議案第37号2件、議案第38号15件、議案第39号4件となっております。</p> <p>それでは議案第34号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第34号1番と議案第38号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についての番号1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長	異議なしと認めます。

事務局	<p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>おはようございます。先月27日に、借り手の方と貸し手の方に連絡を取って確認しました。ここは、その方が5～6年前から借りて作っていた畑なんですけど、今回申請を出されています。賃借料はなしですが、お歳暮等を渡しているとの事です。貸し手の方もよろしく願いますとの事です。</p>
内田推進委員	<p>貸し手の方は、お父さんが亡くなられて、まだ名義が貸し手の方になっていないという事で今回同意という形ですが、近いうちに相続登記をしたいという事でした。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第34号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第38号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の2番は議案第38号の2番と貸し手が同一に関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。  それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)  以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので調査された、川崎農業委員及び永渕推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川崎委員	<p>まず、議案第34号2番ですけど、20年前の契約で1、2年は作られたそうです。その後は議案第38号2番の借り手の方が米を作られていたそうです。現在は玉ねぎを作っていて、これからも作っていききたいという事です。また、遊休農地があったら借りて作りたいとの事で、もし遊休農地があれば農業委員会から紹介していただきたいとの事です。</p>
永渕推進委員	<p>川崎委員さんの言われたとおりです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。  それでは議案第34号2番について、ご異議ご意見ございませんか。    (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。  したがって、2番は原案どおり認められました。  続きまして議案第38号2番について、ご異議ご意見ございませんか    (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。  したがって、2番は原案どおり認められました。  続きまして議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。  それでは議案第35号1番について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、辻農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>内容については、資料のとおり間違いありません。2月28日午後1時半に立会をお願いして現地調査をいたしました。榊原推進委員さん同行のうえです。ただ、譲渡人については遠方にお住まいで高齢という事で、コロナ禍の影響もあり現地には来れないという事で、後の案件で出てくる〇〇さんにお任せするという事で、その方に代理で出席をいただきました。譲受人に関しましても高齢という事で、この農地の隣接地に住んでおられる息子さんに立ち合いをお願いして現地調査を致しました。後だって出てきますが、手前の農地は住宅にという事で申請があがっておりますので、それに関連して奥の農地も譲りたいという事です。この田んぼの中には井戸があり、少し小高くなっているところでもあります。18年位前までは区内の方が作物を作られていたのですが、その方が亡くなられて2、3年は奥さんが作られてやめられているという事で現状15年くらい作付けがないという農地であります。そういったところも大丈夫ですかという事で双方に確認を取ったところこの状態で了解をしているとの事です。譲受人は家の裏で雑草が生えていて気になっていたということで、親子間で話して野菜を作りたいという事です。ここの地区の田んぼは宅地に変わっている状況の中でここだけが荒れていたというところもあり、この周辺の班の方にとっては、管理していただくという事で有難く思っておられるという事でもあります。</p>
榊原推進委員	<p>辻委員さんの報告のとおりです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第35号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

	<p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第35号2番について、事務局の説明の前に、辻委員はこの議案の関係人であるので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(辻委員離席)</p>
議長	<p>それでは2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員から調査報告をお願いします。</p>
築推進委員	<p>28日の日曜日に譲渡人のお宅に行きまして、議案のとおり間違いないか確認を取りました。その後、秀島会長と譲受人から現地で説明を受けたところです。現在ここは梅林となっています。譲渡人はなかなか自分では耕作することができないということで、譲受人に相談があったようです。また、隣接地に譲受人のお兄さんがみかんを作られています。そこに入るための農道がありますが、ゆくゆくは2トン車が通れるくらいに拡張できないかと考えておられるようです。</p>
議長	<p>それでは、私のほうから調査報告をします。今、築推進委員さんから報告があったとおり、28日の9時から現地で聞き取り調査を行いました。価格については双方話し合いのうえ決めたという事でした。譲受人はこれから規模拡大をしていくなかで、農業を始められてまだ倉庫なども持ってらっしゃいません。コンテナを入れたり農機具を入れたりするところがまだないから、将来的には農業用倉庫などもつくれないかなという考えを持ってらっしゃいました。以上で調査報告を終わります。</p> <p>それでは議案第35号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

	<p>したがって、2番は、原案どおり認められました。</p> <p>(辻委員着席)</p>
議長	<p>続きまして議案第35号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。この件につきましては、先月の議案第33号の1番にて審議した内容になっております。</p> <p>前回調査された、福江農業委員及び内田推進委員から補足等あればお願いします。</p>
福江委員	<p>特に補足はありません。</p>
内田推進委員	<p>特にありません。</p>
議長	<p>それでは議案第35号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可取消願いを受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは議案第36号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
池田推進	<p>これは、3条申請の時に災害復旧してからの引き渡しと約束されていたん</p>

委員	<p>ですが、復旧工事が高額になって双方の条件が合わなくなったという事で、取り下げられるという事です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。  それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。  したがって、1番は原案どおり認められました。  続きまして議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。  それでは議案第37号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、辻農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>先程も少し触れましたが、28日に現地にて関係者立会をお願いしました。推進委員さんは榊原推進委員さんです。申請者は現在〇〇にお住まいですが、お父さんと別々に今住まれています。〇〇の方は老朽化が進んでいるという事で新たに住宅建設し、お父さんとも一緒に住みたいとの事です。現地確認については、本人が仕事で来れないとの事で、内容を把握されているお父さんの方に来ていただきました。譲渡人の〇〇さんについては先ほどと同じく、遠方にお住まいで高齢であるため来れないという事で、もう1人の譲渡人である〇〇さんが話を聞いて代理人として来ていただきました。土地の価格については資料のとおりとの事です。譲渡人の〇〇さんについてはこちらにお住まいではないので誰か購入者がいないか探されていて、耕作状況としては、もう1人の譲渡人の〇〇さんが一緒に水田稲作をされておったということです。そこに譲受人が平地に住宅地を探されていて、双方の意見が合致したと</p>



<p>榊原推進 委員</p>	<p>いう事です。</p> <p>特にありません。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして議案37号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、澤山農業委員及び久我推進委員から調査報告をお願いします。</p>
<p>澤山委員</p>	<p>2月28日の午後1時より、双方の代理人である〇〇行政書士に説明をしていただきました。その後、譲受人も近くにいられたので現地で説明をしていただきました。今回申請の農地は現在、隣の宅地の方が、3分の2くらいを家庭菜園で、あとの3分の1は車を停めるスペースとして利用されています。土地の状況としては、東側は道路と同じ高さになっているので、土などを動かすことはないとの事ですが、西側は斜面になっていて泥が少し崩れてくるので、造成するときはL字ブロックを置いて上から土が流れ込まないような状態にしたいとの事でした。水はどうなりますかとお尋ねしたところ、同時利用地と農地との間に溝が入っていて、道路脇に排水溝が入っているのでこちらの方に流すということで問題ないかなと感じました。計画としては同時利用地の半分くらいに倉庫を建てて、あとは駐車場となりますが、4トントラックが入って転回してまた道に出られるような利用をしたいとの事で</p>

	<p>した。以上です。</p>
久我推進委員	<p>澤山委員さんの言われたとおりです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。  それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。  したがって、2番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。  続いて、議案第38号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用貸借権設定について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。  それでは議案第38号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、川崎農業委員及び永渕推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川崎委員	<p>先程の議案第38号2番と借り手の方は一緒に、息子さんが養豚をしながら、ここで玉ねぎを作りたいという事です。また、繰り返しになりますが、玉ねぎの規模拡大をしたいので遊休農地があれば教えてくださいとの事です。</p>
永渕推進委員	<p>川崎農業委員さんの言われたとおり間違いありません。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。  それでは、3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>

	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、3番は、原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第38号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、澤山農業委員及び久我推進委員から調査報告をお願いします。</p>
澤山委員	<p>2月28日10時頃より、久我推進委員と借り手の方と貸し手の方と説明を伺いました。現地は貸し手の土地の3分の1くらいはみかんが残っていますが、あとは雑木が生えている状態でした。いろんな話を聞く中で、賃借料などお互いの意見が食い違っているような感じがしました。もっとよく話をされた方がいいのではないですかと伝えました。</p>
久我推進委員	<p>澤山委員さんと一緒に行きまして、双方の意見が食い違っているところがありましたので、話し合われた方がいいなと思いました。</p>
議長	<p>調査報告が終わりましたが、この件を出された時のお話など事務局から説明をお願いしますか。</p>
事務局	<p>説明します。借り手の方が来庁されまして、南側の部分はみかんが残っていて、現在借り手の方が作っていると、北側の荒れているところについては園内道路を作りたいので、最終的には貸し手の方から買う予定で、道を作るまでは借りたいと相談がありました。相続が終わっていないので、相続人同意書や必要書類の説明と、賃借ですか使用貸借ですか話し合っただけようお伝えしていました。後日、借り手の方が相続人同意書など書類を持ってこられて、その時は使用貸借でとの事でした。今回のように、農業委員さん達による最終的な確認で、年数や賃借料などの合意が取れていないとなれば、認めるべきではないと考えます。不許可として、双方で再度話し合いをしてもらって改めて提出していただくようにしたいと思います。</p>

澤山委員	<p>先程の説明の補足をします。貸し手の方の娘婿さんが代理でいろいろされたりしていますが、その方との話が上手くいってなかった事と、借り手の方が67歳ということで、体調を崩された場合は、畑がどうなるかなど貸し手の方が不安に思われて、今悩まれている状況でした。</p>
議長	<p>それでは、4番については再度話し合ってもらおうよう否決とすることよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、4番は、否決とします。</p> <p>続きまして議案第38号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、澤山農業委員及び久我推進委員から調査報告をお願いします。</p>
澤山委員	<p>はい。報告いたします。これも2月28日の日曜日に久我推進委員さんと借り手の方、そして、貸し手の方は体調が悪いとの事で弟の〇〇さんに来ていただいて説明をしていただきました。借り手の方は町外から来られて新規就農されている若手の有望な農業者です。〇〇ではブルーベリーの摘み取り園とカフェをされていて、それを夏の収入とされています。去年か一昨年くらいからは〇〇に畑を借りてレモン畑をされて冬場の収入源とされています。しかし、倉庫がないのでどこか空いている所がないか探されていたところ地区の方から今回の申請地の倉庫を紹介されて、私のところに相談に来られました。双方を引き合わせたところ、倉庫だけでなく、周りはみかん畑なんです。貸し手の方が体調を崩されてから荒れ放題の畑があるので、それも作ってもらえないかということで、よく2人で条件面など話し合ってみてくださいとお伝えしていました。それが、申請の内容となっています。賃借料や年数などは双方に確認して間違いなしとの事でした。借り手の方がここに何をやるかという事ですが、冬場の収入源としてレモンとみかんを作って観光摘み取り園みたいになりたいという夢があらわれました。畑もみかんを作れ</p>

	<p>ば1等地ですし、すごく頑張っていらっしゃる方なので、この方に耕作してもらったらいいかと思います。また、倉庫の中の肥料や機械も自由に使ってくださいとの事で、借り手の方も喜ばれていました。</p>
木村推進委員	<p>澤山委員さんの言われたとおり間違いありません。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。  それでは、5番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。  したがって、5番は、原案どおり認められました。  続きまして議案第38号6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員及び中島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
水田委員	<p>27日土曜日に中島推進委員さんと借り手の方と現地調査をしました。現地は借り手の方の自宅のすぐ近くです。貸し手の方は81歳ですが昨年まで耕作をされていたそうです。しかし、病気をされて作れなくなったそうで、頼まれたそうです。貸し手の方は奥さんに確認したところ作れなくなったので借り手の方をお願いしたとの事でした。借り手の方によると、2年前から収穫を手伝っているということで、昨年頼まれた時に引き受けましたとの事です。栽培品目は水稲という事でしたが、将来的には路地で花を栽培しようかなとも思っているとの事でした。</p>
中島推進委員	<p>今、水田委員さんのおっしゃられたとおりです。借り手の方は今、水田だけで3町7、8反くらいになっているかなということで、目標では水田だけで5町。ただし、そうなった場合は、玉ねぎの栽培を少し減らそうかなという事です。この地区は条件のいいところが多いですが、高齢で作れなくなっ</p>

議長	<p>たという話が出るので、5町までは増やそうかなと思っているとの事です。この地区にとってはとても良い事かなと思います。</p> <p>調査報告が終わりました。 それでは、6番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、6番は、原案どおり認められました。 続きまして議案第38号7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、岩永農業委員及び蕪竹推進委員から調査報告をお願いします。</p>
岩永委員	<p>これは、先月に近辺の畑の申請が出て、承認された分の関係です。相続の関係で印鑑をもらう為、今月になったそうです。現地は先月蕪竹推進委員と行って、日当たりも良く、手入れもされてることを確認しています。借り手の方にはその後問題等が発生していないか、また、議案のとおり間違いはないか確認したところ、間違いありませんという連絡を受けております。</p>
蕪竹推進委員	<p>先程、岩永委員さんが言われたとおりで間違いのないと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは、7番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、7番は、原案どおり認められました。 お諮りします。</p>

	<p>次の議案第38号8番から10番について、譲受人が同じで関連がありますので、一括して審議することについて、意義ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、まず8番について調査された、辻農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>2月28日に木村推進委員と確認をさせていただきました。貸し手の方については現地に来れないとの事でしたので、電話での内容確認をいたしました。賃借料や契約年数等間違いないという事で、栽培管理の方をお願いしたいという事でした。借り手の方は広範囲に農業栽培を行っておられて、玉ねぎについては特に専門的にされているところです。今回は裏作の部分について契約をしたいとの事です。以上です。</p>
木村推進委員	<p>話を聞いたところ、問題はないと思います。</p>
議長	<p>続きまして、9番及び10番について調査された、岩永農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
岩永委員	<p>借り手の方については、先ほど辻委員さんが言われたとおり、玉ねぎの栽培を特に取り組まれているという事で、28日昼から貸し手の方のお家に伺いました。議案のとおり間違いないとの事で確認をいたしました。次の貸し手の方も一緒です。電話で話をしたら、高齢になったし、借り手の方が良く作ってくれているからということでした。</p>
池田推進委員	<p>現地には用事で行けなかったもので、帰ってから借り手の方、貸し手の方と電話でお話をしました。貸し手の方はお二人とも、以前から頼んでいるの</p>

	<p>で問題ありませんとの事でした。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。  それでは、8番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。  したがって、8番は原案どおり認められました。  続きまして9番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。  したがって、9番は原案どおり認められました。  続きまして10番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。  したがって、10番は原案どおり認められました。  続きまして議案第38号11番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、岩永農業委員及び蕪竹推進委員から調査報告をお願いします。</p>
岩永委員	<p>借り手の方の息子さんが農業に意欲があつて、面積も増やしたいとの事です。貸し手の方も賃借料などは書かれておりで間違いのないとの事です。</p>
蕪竹推進委員	<p>岩永委員さんの説明のとおりです。補足ですが、現地には従の調査員の池田推進委員さんに同行いただいて確認してきました。少し荒れている状態でしたが、現在、伐根作業をして重機できれいにされているので大丈夫だと思</p>



議長	<p>います。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、11番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、11番は、原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第38号12番について、蕪竹推進委員はこの議案の関係人でありますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(蕪竹推進委員離席)</p>
議長	<p>それでは、12番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
水田委員	<p>28日午後に池田推進委員と借り手の方、貸し手の方4人で現地にて確認しました。期間が3か月となっていたのでどういう事か聞きました。前の契約期間の終了日が昨年4月、玉ねぎが終わった時期ですね、その頃に更新をどうするか聞いたが返事がなかったと。しかし、秋ごろに借り手の方から作付けの準備をしているからと連絡があったそうで、その時に設定をすればよかったんだがしていなかったという事で、今回の申請になったとの事です。今の玉ねぎが終わったら、返してもらおうようにしているという事で、3ヶ月の契約になったようです。</p>
事務局	<p>補足しますと、昨年、コロナの影響もあって借り手の方は収穫の労務賃も出ないほど大損害だったそうです。ですので、更新の時期に力落としだったのかなと思われます。そこで少し、貸し手の方にご迷惑がかかったのではな</p>

池田推進委員	<p>いかと思われれます。</p> <p>事務局からあったように農業は浮き沈みが激しいです。借り手の方はまだ若くて頑張ってもらっちゃって、借り手の作っている畑はきれいにしてあります。こういう方を応援して盛り上げてあげないといけないと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、12番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、12番は、原案どおり認められました。</p> <p>(蕪竹推進委員着席)</p>
議長	<p>続きまして議案第38号13番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、辻農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>28日に現地の方で榊原推進委員さんと借り手の方と立ち合いをお願いしました。貸し手の方とはなかなか電話を取ってもらえず、家の方にもお伺いしましたが面談ができませんでした。そういうなかで、借り手の方は以前からこの作付けをされておって、今回正式に契約となったとの事です。今回の契約は4反余りですが、実際は基盤整備事業の活用で2反5畝余りかなという本人さんの報告であります。現地は玉ねぎの早生種の栽培をしっかりとされておりまして。賃借料については相手の方の話がきけなかったわけでありまして使用貸借ということで、継続契約の中で荒らさない程度の栽培管理をお願いしたいと言われておりますとの事でした。契約期間10年という事で。以上です。</p>

榊原推進委員	特に補足はありません。
議長	調査報告が終わりました。 それでは、13番について、ご異議ご意見ございませんか。
水田委員	先程の案件の現地調査の後、ここにも行って話を聞いてたんですが、この土地は借り手の方が事業を使って基盤整備したところです。また、道挟んで反対側の農地も借り手の方の所有ですが、もともとは親戚関係の貸し手さんの所有だったそうです。〇〇地区でも田んぼ買って耕作されて、本当に意欲的に農業をされていますので、よろしくをお願いします。
議長	それでは、13番について、ご異議ご意見ございませんか。  (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、13番は、原案どおり認められました。 続きまして議案第38号14番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員及び蕪竹推進委員から調査報告をお願いします。
水田委員	27日に蕪竹推進委員さんと借り手の方と現地確認をしました。貸し手の方については、再設定でしたので、電話で確認を取りました。双方で話して前と一緒の契約内容で10年借りたとの事です。圃場はきれいに手入れされていて、南向きの良い畑でした。貸し手の方からは、借り手の方が高齢ですので、体調崩されたりしたらどうなりますかと聞かれたので、解約して次の人を探されていていいですよと言っています。貸し手の方はまだ若いので、もしもの時は自分では作りませんかとお尋ねしたら、野菜専門でしてるので、作るとしたら、木を抜いて野菜を作ろうかなと思ってますとの事です。耕作しないと周りの方に迷惑をかけるのでそれを心配して聞いてみましたと

<p>蕪竹推進委員</p>	<p>の事です。借り手の方は意欲があられるので、許可相当と私は思います。</p> <p>先程言われた水田委員さんの説明のとおりだと思います。よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、14番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、14番は、原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第38号15番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、澤山農業委員及び久我推進委員から調査報告をお願いします。</p>
<p>澤山委員</p>	<p>2月28日の日曜日に久我推進委員さんと貸し手の方の自宅に行って、議案の内容を確認していただきました。間違いのない事でした。その後、借り手の方と現地の方に出向きまして、現地は川沿いで基盤整備をしたところで、ハウスが3分の2くらい建っています。手前の方にデコポンを育てていらっしやいました。今回、期間が短くなったのはどうしてですかとお伺ひしたところ、借り手の方が高齢だったので10年はできないかもという事で5年にしたそうです。</p>
<p>久我推進委員</p>	<p>澤山委員の言われたとおりです。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、15番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、15番は、原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第39号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（農業経営基盤強化法による所有権移転）について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第39号1番から4番について、譲受人が同じで関連がありますので、一括して審議することについて、意義ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>（議案説明）</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査等担当された、福江農業委員及び内田推進委員から補足の説明はありませんか。</p>
<p>福江委員</p>	<p>特にありません。</p>
<p>内田推進委員</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは議案第39号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は、原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>

議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、2番は、原案どおり認められました。 続きまして、3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、3番は、原案どおり認められました。 続きまして、4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、4番は、原案どおり認められました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第9回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。おつかれさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和3年 3月 2日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 水 田 武次郎

議事録署名者 辻 和 久